

24年6月3日と26日の水産庁への質問の回答の矛盾まとめました

このやり取りでは責任者は不明でした。別ルートの9月11日ファイルで担当者らしきお名前はわかりました。そのファイルに「指導」と2回あります。これは明確に行政指導を意味します。行政指導は強制ではありません。法律の専門家の見解です。コロナ禍の自粛の願いや飲食店への営業時間の指導と同じです。誰も処分されてませんね。

何度も書き換え削除認められないと書いてます。まるで罰則があるような通達です。「登録の取り消し」など出来ないのに県の水産課が私の問い合わせに答えました。明確な「不当な行政指導」です。他船の船長、言われた覚えはありませんか？

24年11月末現在、「見解の相違」と言うことで自分たちの間違いを認めようとはしません。

「自ら釣りしません」を書き換え削除しても何も指導は無いのです。出来ないのです。

こちらが合法であちらが間違えたのです。

救命イカダ・無線・立ち入り禁止の堤防に渡船禁止などなど「問題だらけの改正」各地で揉めているようです。

全く調査もせず当事者の船長たちの意見も聞かずに平気でルールを変えようとするのです。

不当に国民の権利を奪おうとしているのです。

お上(水産庁)も間違えるのです。そして間違えた担当者は保身のためなのか認めないのです。

皆さんも書き換えて安全第一で**お客さんため自分のために堂々と釣りしましょう。**

漁協に言われたらからと書き換えない人もいます。書き換えは漁協と関係ありません。何を言われても気にすることはありません。私は最近漁協に入りました。そちらの漁協にはなにも言ってきてません。書き換え出来ないと言われた漁協担当者の方、ちゃんと事業者のことを考えましょう。それともなにか圧力でもあるのですか？

都道府県水産課に直接、変更届と私と同じ内容に書き換えた別表6を提出するだけです。

書き換えなければ**相手船の見張り不十分**で事故にあったとしても釣りをしていたことが

「業務規程違反」と言われる恐れがあります。「船長釣りしてた」と通報する人がいても書き換えておけば安心です。

こんなことを何も言わずに従ってしまえば今後も**「現場無視のルール変更」**またしますよ。

全て業務規程【例】別表6「自ら釣りしません」についてです。

こちらの質問6月3日が青、6月26日が緑、

水産庁の回答6月19日は赤、9月9日は紫、

6月3日質問に19日に返事 この間16日 6月26日質問に9月9日に返事 この間2ヶ月半

こんなに時間がかかること自体、根拠が無い証拠だと思います。

◎矛盾は黒(太字) 経緯のページ読まれている方は矛盾だけでもお読みください。

1・今回の強制になることについて事前通達はありましたか?私は聞いておりません。

質問1、2、3、4、7について

【回答】

近年、遊漁船業において、事故による死傷者数は増加傾向にあり、事故の主な要因は営業中の見張り不十分だとされています(海上保安庁公表資料:海難の現況と対策)。このような状況の中、船長や遊漁船業務主任者が利用客を案内中に、自身が消費するためや販売目的で自ら釣りをする実態にあることが遊漁関係団体や遊漁船の利用者から見聞されます。本来、船長は操船の責任者として航行の安全を確保するための業務を行うこと、遊漁船業務主任者は、利用者の安全管理等の業務を誠実に行うこと(改正遊漁船業法第12条及び第13条)を遵守する必要があることから、今般の法改正に併せて、遊漁船の船長及び業務主任者は自ら釣りをしないことを業務規程例に明記したところです。

改正遊漁船業法の内容については、全国の遊漁船業者を対象とした説明会を開催しているところ、その説明会の中で、業務規程例別表6の「船長及び業務主任者が自ら釣りをしない」ことについて説明しております。当該説明会の資料については水産庁ホームページにおいて公表しております。

1・なんの通達もされていないのと同じです。実際に知り合いの船長で私が言うまで知らない方がいました。私も水産課に問い合わせて初めて強制と知りました。それでも事前通達したと言えますか?

→昨年12月25日に都道府県に対して通知後、本年1月に水産庁HPに業務規程例を掲載しています。また、1月以降、水産庁で法改正に関する説明会を4回実施したほか、都道府県においても説明会を開催する等、事業者にも周知しているところです。

◎やはりこちらに届くような事前通達無しです。水産庁ホームページに唯一チャット対応が1回だ

けあります。毎日ホームページチェックしろとでも言いたいのですかね。

2・変更するにあたってどんな協議がありましたか。議事録はありますか?

2・議事録はないということよろしいですか？

→「遊漁船業の在り方に関する検討会」(第3回、第4回)で利用者の安全管理に関する記載事項を拡充するという業務規程例の変更の方向性について協議を実施したところであり、資料等については水産庁HPで公開しています。本検討会における方向性を踏まえ、業務規程例の内容を水産庁で作成し、昨年12月25日に都道府県に対して通知後、本年1月に水産庁HPに業務規程例を掲載しています。また、1月以降、水産庁で法改正に関する説明会を4回実施したほか、都道府県においても説明会を開催する等、事業者にも周知したと認識しています。

◎「自ら釣りしません」の議事録は無いということです。このことを決めるにあたって協議はしてないということです。あったら出してきますよね。

3・遊漁船の船長が釣りをしていることが直接の原因になる事故は近年ありましたか。あれば実例をお知らせください。それは遊漁船事故の割合の何パーセントでか？

3・データを出さないことは事故事例、無いということで良いですか？ ネット検索「遊漁船 船長 釣り 事故」では釣りをしていることでの事故事例は出てきません。

→海上保安庁の調べによれば、遊漁船の場合、事故の種類として衝突事故が最も多く(R4年、131隻)、その原因として最も多いのは、見張り不十分となっています(同96隻)。船長や業務主任者が自らのため釣りをすることは見張り不十分の状態に陥る可能性が高いと考えられるところ、見張り不十分による事故を防ぐ観点から、今般の法改正にあわせ、業務規程例に船長及び業務主任者が釣りをしない旨を明記したところです。

◎船長の釣りが原因の事故データは無しです。可能性だけで規制しようとしています。9月26日フ

ァイルで水産庁長官が「釣りをすることで見張り不十分になることは明らか」でもそれを示す「文書は無い」と言われています。釣りをすることが見張り不十分になるなら漁師は毎日事故だらけで

す。そんな報道ありますか。だったら実際に事故を起こした水産庁の船は業務停止です。

4・決められ方はどんな事前調査をされましたか?回答には見聞きするだけで明記してあります。今までは任意だったので釣りをすることは違法ではなかったはずですが。

4・相変わらず無回答です。事前調査は無かったということですね？

→海上保安庁の調べによれば、遊漁船の場合、事故の種類として衝突事故が最も多く、その原因として最も多いのは見張り不十分となっています。また、事故による死傷者数は増加傾向にあります。そのため、遊漁船業の安全管理体制の構築に向け、法律で遊漁船業務主任者の業務を明確-3-化し、誠実にその職務を行わなければならないようにするため、法第12条及び第13条を定めたところです。その後、「遊漁船業の在り方に関する検討会」(第3回、第4回)で利用者の安全管理に関する記載事項を拡充するという業務規程例の変更の方向性を踏まえ、業務規程例に船長及び業務主任者が釣りをしない旨を明記したところです。

◎実際の調査は無しです。直接、船長や利用客に聞き取りさえしていないようです。9月26日フ

ァイルで水産庁長官が「見聞き」した文書が無いと認めています。

5・再質問、漁師やプレジャーボートは人を乗せて釣りが出来るのになぜ遊漁船船長は不可ですか?営利目的とするのであれば漁師は営利目的ではありませんか？

質問5、10について

【回答】

遊漁船業は『船舶により、乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業』と定義（遊漁船業法第2条第1項）されており、漁業及びプレジャーボートによる釣りは含みません。ご質問の状況は、遊漁船業に該当するものでないと考えております。

5・10の回答について

どちらも遊漁船ではないとの回答です。だからお聞きしております。法律のどこにも「船長の釣り」という文言は無いのに業務規程にだけ書きたくもない「自ら釣りしません」と書かされます。誰かが事故事例もないのに危険だと【解釈】されています。誰が決めたかも教えていただけません。まさにブラックボックスです。開けたいですね。

→改正の理由は4.の回答のとおりです。

◎全く回答になってませんね。「遊漁船船長だけ」が釣りをしたら見張り不十分になるらしいです。

「水産動植物を採捕させる事業」が遊漁なら漁師が複数人乗せれば該当しますね。プレジャーボートも取引先を乗せたら該当しますね。広告付き YouTube で船長が釣りしてる動画などいっぱいあります。広島ではスポンサーになっている会社社長が自分の船で船長として釣りに出てそれをネタにラジオの釣り番組やっています。完全に事業です。

6・私の船で私が釣りをしているのはどんなときですか？人を乗せたら有料、無料にかかわらず釣りが出来ないのですか？

【回答】

遊漁船業法は遊漁船業を営む場合に適用されるため、遊漁船業を営まないのであれば、改正遊漁船業法第12条で定める遊漁船業者の責務である「利用者の安全の確保及び利益の保護」に関する規定は適用されません。なお、遊漁船業の営業中に遊漁船業務主任者の業務として、安全かつ適正に水産動植物を採捕するために必要な指導（施行規則第15条第3号）として、利用者に釣りを教えるために釣りを行うことは可能です。

6の回答について

この回答に明確に「営業中、指導のための釣りが可能」と記入があります。それを全国的に通達した形跡はありません。4回目の質問でやっと出してきた回答です。営業中でなければいつでも釣りが出来るという事ですか？常連客を無料で乗せる。または燃料代を割り勘する。その時の水揚げを全て販売する。これは営業中ですか？どこまで営業中かという線引きは本当にできますか？遊漁船での釣りのことを知らない方が。調査を兼ねて無料で乗せたことや割安料金で乗せたことはありますがその時の魚を販売したことはありません。

→遊漁船の乗客を漁場に案内し、釣りをさせている間は、業務主任者の業務として、法第13条に基づき、利用者の安全管理等の業務を誠実にを行う必要があるため、自ら釣りをすることはできません。

◎「指導のための釣り可能」の通達は無し。9月9日の回答はこのことが無かったことに。6月1

9日の回答は嘘と言うことになります。営業中かどうかの線引きもなく乗客を乗せていればいつでも釣り出来ないとなっております。言ってることが変わってます。9月11日ファイルでも「なお、客

に釣りを教える分には構わない。」とありますね。8月23日の水産課の回答にも「釣り可能」と認めてます。どこまで嘘を重ねますかね。

7・そもそも釣りをすることで見張り不十分になると言い切れるのはなぜですか?船で釣りをすることが多種多様なのは調査されましたか?

7・4と同じ無回答。釣りのことは全く分かっていないがとりあえず釣り禁止にしておこうぐらいの考えですか?

→改正の理由は4. の回答のとおりです。

◎また回答になってませんね。「指導のための釣り可能」ということは船長の釣りが見張り不十分ならないと認めてます。釣りについての調査など全くしていないのです。9月26日ファイルに水産庁長官が「船長の釣りが起因の事故を示す文書が無い」と認めています。

8・再質問、「利用者を案内している間は、混雑した釣り場、悪天候時、狭水道など利用者の安全の確保が難しい場合は船長及び業務主任者は自ら釣をしません。」と書き換えるのも不可ですか?

【回答】

遊漁船の船長は操船の責任者として航行の安全を確保するための業務を行うこと、業務主任者は、利用者の安全管理等の業務を誠実に行う必要があることから（改正遊漁船業法第12条及び同法第13条）、自らのために釣りを行うことはできず、ご質問のような書き換えは認められません。

8の回答について

「変更は出来ない」と明記があります。どんな時も釣りが出来ないと言われております。上記回答にもリンクします。一方で「釣りは出来る」と言われています。嘘を書かされると思いませんか? この回答で初めて「自らのため」と書かれています。利用客のためならOKならやはり嘘を書かされますよ。

→前回返答したとおり、遊漁船の船長は操船の責任者として航行の安全を確保するための業務を行うこと、業務主任者は、利用者の安全管理等の業務を誠実に行う必要があることから（改正遊漁船業法第12条及び同法第13条）、自ら釣りをを行うことはできず、ご質問のような書き換えは認められません。

◎ここでも「指導のための釣り可能」が無かったことになってます。やはり嘘を書かされます。国が国民に嘘をつき嘘の書類を提出しろと言ってます。私を含め数名が削除したものを提出済みです。書き換えできるのです。法律的に問題が無いのです。合法と云うことです。何度も書き換え認められないと言っていることはやはり嘘で不当な行政指導です。

9・水産庁ホームページに海業の促進とあります。今回の法改正にともなう業務規程改正で現場無視の項目のためやめる遊漁船を聞きました。遊漁船主任者講習でも新規がないと聞きました。私には矛盾だらけの業務規程改

正には海業の促進につながるとはおもえませんがいかがですか？

【回答】

今般の遊漁船業法の改正は、遊漁船業の安全性の向上を目的としております。海業の促進の一環で遊漁船業を実施する場合においても、利用者の安全性を担保したうえで実施される必要があると考えております。

9の回答について

実態は辞める遊漁船がおられ新規がないのです。5月に受けた主任者講習、会場は私一人でした。4月も3名と聞きました。通常は10名程度と言われてました。海業の促進にはなっていません。私が始めた20年前に船長釣り禁止なら遊漁船をやっていません。そのころの私のように釣りが好きで人生をかけて遊漁船をやろうと思っていた方や始められたばかりの方はどうなりますか？ 根拠のないルール変更で人生が変わる方もいますよ。

→改正の理由は4.の回答のとおりです。海業の促進の一環で遊漁船業を実施する場合においても、利用者の安全性を担保したうえで実施される必要があると考えております。

◎まったく認めませんね。このことでやめた人がいたらもっと早くに追及出来なかった私も悔いが残ります。根拠が無い事はこのやり取りと9月26日ファイルでも証明は出来てます。

10・よくテレビ番組などでマグロの1本釣りやその他の漁の取材を見かけます。営利目的で取材スタッフを乗せていますけどその時には漁具を船長は触ってはいけないことになります。いかがですか？→ご質問については、マグロ一本釣り漁業のことだと思われま せん。

◎荒海の津軽海峡でテレビスタッフを乗せて漁(事業)を行うことと我々が釣りをすることどちらが危険ですか？ その他の漁の取材のことは全くふれていません。都合の悪いことは無視するんですね。「水産動植物を採捕させる事業」ですよ。

11・遊漁船船頭にはいついかなる時も見張りを怠るなどということですが笠岡沖で座礁された水産庁の船の見張りはどうなっていましたか?事故の可能性はすべての船舶にあると思いますがいかがですか?

【回答】

5月21日(火)に、岡山県笠岡市北木島西にて発生した水産庁取締船「白鷺」沈没事故の原因等については、現在、捜査機関に委ねられており、お答えすることが出来ませんので、ご理解願います。

11の回答について

まるで不正を追及される国会議員のような回答です。おそらく人為的ミスであろうことは推測されます。座礁するような浅瀬は地元漁師なら当然把握しているでしょう。沖家室沖の海上自衛隊の事故現場はよく知っている漁場です。近くに浅瀬を知らせる灯台があります。あの事故は私には理解不能です。この件に再回答は期待しません。はっきり分かってから回答で構いません。

◎自分たちのことは棚上げです。「見張り不十分」「誠実」とどの口が言う!!

追加質問

12・別表6の体験遊漁の文言です。

「利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。」

この場合船長は漁具を触れますか？ 残った魚の販売は可能ですか？ 安全に操業すれば漁をしても良いと判断されます。我々の漁具は竿・リール・糸・針です。安全に操業すれば釣りをしても良いとのことですか？ すでに回答6で釣り可能といわれ釣りをすることで見張り不十分にならないと認めています。私は販売目的で営業中に釣りはしません。こちらの地域では小舟で漁のついでに数名だけ乗せて遊漁をされている漁師さん多いです。そんな方は辞めろと言ってませんか？ 危険と言いきれないのです。

→ご質問の「利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。」については、船長又は業務主任者が乗客に危険が生じないように周辺の安全確認を行うということであり、利用者と共に網揚げするというものではありません。

◎体験遊漁の船長、大変ですよ。網揚げ手伝えませんよ。船長が網揚げを手伝わないことが利用客

にとって安全ですか？

13・9の質問とリンクします。やめる方・新規がないということは兼業で週末遊漁だった船は無許可でされることが増えます。白タクと同じです。主任者講習も受けず保険にも入らず研修もしない船です。我々が釣りをすることどちらが安全ですか？ 白タク状態の船がちゃんと税務申告すると思いますか？

数年前の阿多田島沖であった自衛隊と釣り船の事故は正式な遊漁船ではありませんでした。地元遊漁船船長へのインタビューで「我々は通常、大型船の近くは避けて航行する」と答えてました。同意見です。

→都道府県知事の登録を受けずに遊漁船業を営んだ場合は、法第3条に違反するものであり、容認されるものではなく、取締りの対象になります。

◎どちらが危険かの質問には回答無し。無許可遊漁、本当に取り締まりますか？出来ますか？

14・業務規程に違反して釣りをしていた場合どの機関が取り締まりますか？

保安庁ですか？ 海のことをよく知る保安庁の方は根拠のない規定に基づいての取り締まりなどしたくないと思いますよ。

→遊漁船業法の順守に係る取締りについては、都道府県、海上保安庁等が行っています。

◎他県の船長が海保や水産課に問い合わせされた時は明確な回答なかったようです。海保にも都道府

県にも伝わってなかったということですね。「指導」と「自らのため」どうやって見分けますか？

取締り無いみたいと不正確な情報も流れています。ここには取締ると書いてあります。

しかしまだ法改正後取り締まりなどについての取り決めた資料は無いです。決まってないのです。

もう施行されているのです。

責任者の方、それが大臣なら農林水産大臣様、必ず明確なご回答お願いします。今までと同じ「見聞きする」とかでは通用しませんよ。明確な回答が出来ないなら今すぐ任意に戻すべきです。